

北朝鮮の核・ミサイル問題の平和的・外交的解決を求める意見書

北朝鮮による相次ぐミサイル発射と核実験の強行は、世界と地域の平和と安定にとっての重大な脅威であり、国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙である。国連安全保障理事会が、全会一致で追加制裁決議案を採択したのは当然である。

同時に、今の最大の危険は、米朝両国の軍事的緊張がエスカレートするもとの、当事者たちの意図にも反して、偶発的な事態や誤算などによって軍事衝突が引き起こされる現実の可能性が生まれているということである。万が一にもそうした事態が引き起こされるならば、日本を含め北東アジアにおびただしい犠牲をもたらすことになる。軍事衝突は、絶対に回避しなければならない。

そのためにも、経済制裁の強化と一体に、対話と交渉による解決の努力をはかることが重要である。国連安保理決議も、対話を通じた平和的で包括的な解決を、加盟国に呼びかけている。ところが、安倍首相は、国連総会の一般討論で、「必要なのは対話ではない。圧力だ」と述べ、対話と交渉による解決を全面否定した。また、首相は「『全ての選択肢はテーブルの上にある』とする米国の立場を一貫して支持する」と述べ、軍事的圧力の強化を支持する立場を強調した。これは、韓国やロシアをはじめ国際社会が対話による解決を求めている下で、異常な態度である。

ついては、国におかれては、対話否定の姿勢を改め、憲法9条を持つ国として、北朝鮮の核・ミサイル問題の対話を通じた平和的・外交的解決へ、イニシアチブを発揮すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
外務大臣	河 野 太 郎 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
防衛大臣	小野寺 五 典 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

## 意見書案第7号

### 核兵器禁止条約への参加・批准を求める意見書

7月7日に、「核兵器の全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議」は、核兵器禁止条約を、国連加盟国の63%にあたる122カ国の賛同で採択した。人類史上初の核兵器禁止条約の採択は、日本の被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実した、文字どおり、歴史的な壮挙である。条約は、核兵器の法的禁止の内容として、核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵」、「使用、使用の威嚇」、締約国の領土と管轄地域への核兵器の「配置、導入、配備の許可」などを明記した。これらは、核兵器に「悪の烙印」を押し、それを全面的に違法化するものとなった。

核兵器禁止条約は、9月20日に署名が開始され、初日だけでも、条約発効の条件である50カ国が署名した。ところが、唯一の戦争被爆国である日本政府が、国連の交渉会議に参加せず、安倍首相が「署名、批准を行う考えはない」と述べ、核兵器禁止条約に背を向けていることに、被爆者や国際社会は失望している。

ついては、国におかれては、世界で唯一の戦争被爆国としての役割と責任を自覚して、核兵器禁止条約に参加し批准すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
外務大臣	河 野 太 郎 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣府特命担当大臣（原子力防災）	中 川 雅 治 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
資源エネルギー庁長官	日下部 聡 殿
原子力規制委員会委員長	更 田 豊 志 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

安保法制廃止と安倍政権の下での憲法9条改悪反対に関する意見書

北朝鮮が弾道ミサイルや核実験を強行し、平和と安全が脅かされる重大な情勢の中で、安倍政権は、安保法制に基づきアメリカの軍事的圧力強化に全面的に協力する対応を進めている。すでに国民に知らされないままに米艦への防護や給油活動など安保法制を発動する軍事的対応がとられ、一触即発の危険が高まっている。これでは、万が一、米朝の間で軍事衝突が起きれば、日本は安保法制によって自動的に戦争当事者になり、国民が戦争に巻き込まれることになる。そもそも安保法制は、集団的自衛権を行使し、海外での米軍の軍事行動を支援するなど憲法9条に違反する違憲立法であり、直ちに廃止すべきである。

一方、安倍政権は、憲法9条に自衛隊の規定を追加する改悪案を提案し、来年の通常国会に上程しようとしている。軍事組織である自衛隊が憲法に新たに規定されれば、既存の憲法9条1項、2項は空文化し、安保法制の下、無制限に海外での軍事行動が行えるようになる。これは、二度と戦争を起こしてはならないとする圧倒的な国民の平和の願いに挑戦するものであり、断じて許されない。

ついては、国におかれては、戦争しない国を継続するため、安保法制を廃止し、憲法9条の改悪を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
法務大臣	上川陽子殿
外務大臣	河野太郎殿
経済産業大臣	世耕弘成殿
防衛大臣	小野寺五典殿
内閣官房長官	菅義偉殿

京都府議会議長 村田正治

意見書案第9号

消費税10%への増税中止を求める意見書

安倍首相は、2019年9月からの消費税10%増税を実施し、その財源を教育、子育て支援にも使えるようにしたいと表明した。これは、消費税10%増税断行の宣言にほかならない。

しかし、消費税が8%に引き上げられた結果、所得300万円世帯で年間5万7,529円もの負担増となるなど国民所得を大幅に引き下げ、2014年から3年間にわたり実質消費支出がマイナスを記録した。

消費税増税は、社会保障予算の削減や非正規の働き方などと相まって深刻な消費不況を招き、国民生活と国内経済に重大な打撃となっているのである。こうした中で、消費税10%への増税が強行されれば、さらに深刻な消費不況と日本経済の後退をもたらすことは明らかである。

社会保障の充実や大学教育の無償化、子育て支援の強化などは、国政において最優先で取り組むべきことである。そのための財源は、400兆円を超える内部留保を持つ大企業や大資産家に対し、所得に応じた応分の負担を求める税制改革によってつくり出すべきである。

ついては、国におかれては、国民生活と日本経済を守るため、消費税10%増税を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	野 田 聖 子 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）	茂 木 敏 充 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

介護保険制度の改悪を撤回し、公的支援の拡充を求める意見書

政府は、「医療・介護総合法」に基づき多くの高齢者を介護サービスから除外し、利用者に大幅な負担増を押しつけるなど、公的介護保障を土台から掘り崩そうとしている。

今年度から、要支援1・2の人の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村事業に移し、介護の専門職ではない住民主体のサービス提供とする「総合事業」を全自治体でスタートさせている。そうしたもとで、介護費用を抑制した自治体には財政支援を手厚くする仕組みや、介護保険利用料の3割負担も導入されたところである。

すでに昨年から国のモデルとして始まっている大阪府大東市では、「自立支援」の名で介護サービスからの「卒業」を強要する動きが強まり、通所型サービスでは約5割の利用者が1年以内に「卒業」させられ、要支援1だった方がそれがきっかけで持病が悪化し、わずか4カ月後に寝たきりになってしまったという事例まで報告されている。

本来、住民同士の助け合いは、善意や自発性によるものにもかかわらず基本コンセプトに位置付け、法律で細かく規定することは、国や自治体が責任を負うべき「社会保障」を「安上がり」で効率的な医療・介護提供体制づくりの推進で縮小しようとするものであり、これまで以上の負担増やサービス縮小につながるものが懸念されている。医療、介護、障害者福祉などの公的サービスは、健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条に基づくものであり、住民同士の助け合いなどで代替できるものではない。

ついては、国におかれては、負担増を強いる一方で、無理やり介護卒業をさせるような介護保険制度の改悪は撤回し、公的な支援の拡充を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	野	田	聖	子	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村田正治

すべての原発の稼働中止を求める意見書

東京電力福島第一原発の事故から6年半が経過したが、事故原因の究明・収束は途上にあり、廃炉の見通しもたたないままである。福島県では、生業と故郷を奪われた住民の苦難が続き、避難者もいまだ5万5千人以上となっている。

ところが安倍政権は、「再稼働反対」「原発ゼロ」を求める国民世論に真っ向から逆らって、原発再稼働や原発輸出を推進し、福島では、避難指示の解除と被災者への賠償・支援打ち切りを推し進めている。

そのもとで、原子力規制委員会は、東京電力に対して、福島事故の賠償費用を賄うためとして、柏崎刈羽原発を再稼働する資格を認めた。また、関西電力に対しても、高浜原発3・4号機の再稼働に続き、大飯原発3・4号機の再稼働、40年を超える運転となる「老朽原発」である高浜1・2号機、美浜3号機まで、次々と再稼働にお墨付きを与えようとしている。高浜3・4号機では、燃料にウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX燃料)を使用するプルサーマル発電が行われ、制御の不安定性など安全性への懸念、使用済みMOX燃料の処理方法も未定などの問題も先送りしたままの再稼働である。

新規制基準は、原発事故時の住民の避難計画は一切考慮もされず、昨年8月に京都府などで行われた広域避難訓練でも、全ての住民を守る実効性が確立されていないことが明らかとなっている。

ついては、国におかれては、「原発ゼロ」の政治決断を行い、すべての原発の稼働を中止するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣府特命担当大臣(原子力防災)	中 川 雅 治 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
資源エネルギー庁長官	日 下 部 聡 殿
原子力規制委員会委員長	更 田 豊 志 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

国民健康保険制度の国庫負担増額等を強く求める意見書

京都府内市町村の国保料はこの10年間だけでも一人平均1万円も引き上げられ、収入の1割を超える負担を強いられる世帯もある等、払いたくても払えない、高すぎる国保料に悲鳴が上がっている。滞納世帯は4万2,251世帯と加入者の10.8%にも上っている。国保加入者の多くを年金生活者や失業者、非正規雇用労働者が占める等、低所得層が増加し、有病率が高い高齢者が増加する一方、政府が1984年には5割近くあった国庫補助率を25%程度にまで削減した結果、国保加入者や自治体への過大な負担をもたらしている。

平成30年度から「持続可能な医療保険制度を構築する」ためとして、国民健康保険の都道府県単位化がスタートするが、これでは、国保制度が抱える構造的問題は解決しない。市町村の一般会計繰入総額とほぼ同水準の3,400億円の公費を投入する予定であるが、全く不十分である。また、市町村の法定外一般会計繰り入れを抑制することは問題である。

ついては、国におかれては、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与する」とした国民健康保険法の目的を達成するため、以下の事項を強く要望する。

- 1 高すぎる国保料の抜本的な引き下げと将来にわたる保険料高騰を抑えるため、定率国庫負担割合を計画的に引き上げること。
- 2 低所得者に対する保険料・窓口負担の恒常的免除制度を確立すること。
- 3 市町村独自の医療費助成制度に対する国庫負担金減額調整制度は廃止すること。
- 4 都道府県単位化による公的医療費抑制をやめ、住民の健康増進や地域医療の体制を整備できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	野	田	聖	子	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村田正治

北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書

8月より鉄道運輸機構による調査が、北陸新幹線の福井県境～新大阪間の「ルートイメージ図」に基づき開始されている。ところが、周辺の住民にはなんら説明がされていない。ルート上では、京都丹波高原国定公園や京都市内の大深度地下を通過することで地下水など環境破壊や埋蔵文化財、住宅密集地の住まいへの影響などが心配されている。

この北陸新幹線の建設費は2兆1千億円で、京都府と地元自治体が多額の負担を負うことになる。また、新幹線が整備された地域では、JRから並行在来線が切り離され、第三セクターになり、運賃の値上げや運行本数の削減など住民生活に大きな支障と負担が生じている。

今必要なことは、北陸新幹線の延伸計画などではなく、多発する地震や水害などの防災対策、地域の公共交通の維持、拡充等、国民生活を守り国土の保全をはかることである。

ついては、国におかれては、府民にはなんら説明されずに「新幹線建設ありき」で進められている、北陸新幹線の延伸計画を中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）	梶 山 弘 志 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

米の生産費を償う価格下支え制度の確立を求める意見書

日本の米価は、社会的状況や自然条件の変化等の影響での変動はあるが、生産者米価は一貫して毎年下落し、農水省の示す生産費すら賄えない価格水準のまま推移してきた。

ところが、安倍政権の進める農業競争力強化プログラムは「農業生産手段を1円でも安く、農家の手取りを1円でも多く」のスローガンで、あたかも、農家経営を応援するかのように見せかけながら農家と農協の対立をあおり、政府の責任を農協に転嫁しようとしている。

この米政策見直しの主眼は、生産調整の実効性確保と直接支払い交付金、稲作農家の下支えの役割を果たしてきた戸別所得補償の廃止である。価格補償を岩盤規制と決めつけ、最終的に解体し、コメの生産調整の責任も投げ捨て、市場任せで政府の責任を放棄しようとしている。

農業者戸別所得補償は、2014年に10アール当たり7,500円に半減させられ、2018年から廃止となる。これにより、大規模農家では数百万円の減収となり、稲作農家の経営は困難に拍車がかかることは避けられない事態となる。欧米での価格補償、経営安定対策に習い、当面生産費を償う戸別所得補償復活をはじめとした農業経営を下支えする政策を確立することが必要である。

よって、国におかれては、日本農業を守り、国民の食糧確保と地域経済振興、環境と国土保全をはかるためにも、コメの不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
農林水産大臣	齋	藤		健	殿
経済産業大臣	世	耕	弘	成	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村田正治

「働き方改革」に関する意見書

大手広告代理店・電通の新入社員の高橋まつりさんの過労自殺が労災認定されて、1年がたとうとしている。電通の労働基準法違反事件の初公判が9月22日に東京簡易裁判所で開かれ、出廷した被告・電通の社長が違法残業を認め謝罪した。過労死や過労自殺が社会問題となる一方で、抜本的な規制を怠ってきた政府には、悲劇を二度と繰り返さない抜本的な対策が求められている。

ところが、安倍政権が成立を狙う「働き方改革」関連の一括法は、長時間労働をいっそうひどくし、過労死を促進する大改悪となっている。「残業時間の上限規制」といいながら、「2～6カ月の平均で月80時間」、繁忙期で「月100時間未満」と定めるなど、過労死ラインの残業時間を公的に容認し、「高度プロフェッショナル制度」は、年104日の休日を義務付ける一方、それ以外は残業代ゼロで毎日24時間の労働を可能とし、労働時間規制を取り払うものとなっている。

今求められているのは、例外となる残業時間を「週15時間、月45時間、年360時間以内」と定めている厚生労働大臣告示の法定化や、残業代の割増率の引き上げなどで、長時間労働を抜本的に規制し、「8時間働けば普通に暮らせる社会」を実現することである。

ついでに、国におかれては、長時間労働を合法化し、過労死を促進する今の「働き方改革」はやめ、長時間労働をなくし、過労死を根絶するための法規制を急ぐよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治